

条 例

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十一号

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第四十八条」を削る。

第四条第二号中「、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第五項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条（同条第一号に係る部分に限る。）」を削り、同条第三号中「、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第六項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条（同条第二号に係る部分に限る。）」を削り、同条第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第六条第一号中「、第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条（同条第一号に係る部分に限る。）及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条並びに」を「及び」に改め、同条第二号中「、第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条並びに」を「及び」に改める。

第八条を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。